

京都精華大学公認学生団体に関する規程

2017年5月15日 制定

(目的)

第1条 この規程は京都精華大学（以下、「本学」という。）における学生の自立的な課外活動の振興を目的に、大学が公認する団体に対して適切な援助と助言を行うために必要な事項を定めるものとする。

(公認学生団体の定義)

第2条 公認学生団体（以下、「団体」という。）とは、学術文化の研究、知的・身体的な修練、教養の涵養、学生相互の啓発・親睦を目的として、本学学生が自主的に組織した課外活動団体のうち、所定の手続きを経て大学に公認された団体をいう。

2 公認の要件に関しては、公認学生団体の手引きに定める。

(役職者と顧問)

第3条 団体には、学生の代表責任者として、部長、副部長、会計の各役職者を置くこととする。但し、休学中および当該年度に休学予定の学生は役職に付くことはできない。

2 団体には、顧問を1名以上置くこととする。顧問は本学に勤務する専任の教職員とする。

3 顧問に関する規程については別に定める。

(公認の認定)

第4条 公認認定の可否は、団体からの申請に基づき、学生生活委員会の議を経て、学長が決定する。

第4条の2 公認認定期間は1年間とする。公認の継続を希望する団体は、年度ごとに申請を行い、大学の認定を受けなければならない。

(活動支援金)

第5条 団体は、その活動を推進するための資金として、大学が支出する活動支援金を申請することができる。

2 活動支援金の申請額を算出する際、複数の団体に所属する学生が在籍する場合は、主として所属する1団体のみで所属学生に含める。

3 活動支援金の申請については、公認学生団体の手引きに定める。

(遠友館の使用)

第6条 団体は、活動のための部室等に利用することを目的として、遠友館の使用を申請することができる。

2 遠友館使用に関する規程については別に定める。

(活動報告の義務)

第7条 団体は、定められた規則に則り、1年間分の活動内容と会計結果について本学に報告を行わなければならない。

2 会計結果報告等に虚偽がある、あるいは報告がなされない場合は、当該団体は活動支援金の返還および懲戒処分を受ける場合がある。

(事故対応)

第8条 団体が課外活動中に事故等が発生した場合は、速やかに顧問に連絡をしなければならない。

(管理運営)

第9条 団体の管理運営の責任者は学生部長とする。

2 団体に関する重要事項は、学生生活委員会の審議を経るものとする。

3 団体同士の調整事項や日常的な諸問題を協議する場として公認学生団体運営会議（以下、「会議」という。）を設置する。

4 会議は、学生部長を議長とし、学生グループの担当者と団体の代表責任者を構成員とする。

5 会議は、原則として定例会議を年2回開催する。ただし、議長が必要と認めるときは、随時、会議を開催することができる。

6 団体の部長は、会議に必ず出席しなければならない。

(公認認定の取消)

第10条 団体が下記に該当するとき、学生生活委員会の議を経て、学長が活動停止を命じるとともに、公認認定の取り消しを行う場合がある。

- (1) 設立の目的である活動ができなくなったとき、または組織的に活動ができなくなったとき
- (2) 活動内容が本学の秩序を乱したとき、またはその恐れがあると認められたとき
- (3) 団体に所属する学生が懲戒処分等に処されたとき
- (4) 公認申請や活動報告に関する提出書類等に虚偽の記載があったとき

(5) 活動内容および会計結果の報告がなされないとき

(6) その他学長が必要と認めたとき

(備品管理)

第 11 条 活動支援金で購入した各種備品は、大学の備品として登録し、保全に努めなければならない。

2 備品の取り扱いについては、「学校法人京都精華大会計規程」及び「学校法人京都精華大学経理処理取扱細則」に準じるものとする。

(施設使用)

第 12 条 学生または団体を含む課外活動団体が学内施設を使用するときは、定められた手続きに従って届出なければならない。

(懲戒)

第 13 条 学生または団体が本規程の条項に著しく違反した場合は、本学学生懲戒規程に則り、懲戒処分に付することができる。

(所轄部署)

第 14 条 団体の管理運営および課外活動全般に関する事務の所轄は、学生グループとする。

(その他)

第 15 条 この規程に定めのない事項については、学生部長が判断する。

(改廃)

第 16 条 この規程の改廃は、常務理事会が行う。

附則

この規程は、2017年5月15日に制定し、同日から施行する。